

## 治療のために購入した器具備品等

- 1 医療費控除の対象となるもの → 領収書が必要！！
  - (1)水枕、氷のう → 医師の指示等により購入すればOK
  - (2)人工肛門のストマ又は尿路変向のストマ → 必要不可欠と医師が認め証明書があればOK
  - (3)松葉づえ、車いす
  - (4)丸山ワクチン → 医師の許可があり、かつ、使用も医師によればOK
  - (5)漢方薬 → 薬事法に規定する医薬品に限る。
  - (6)白内障、緑内障などの治療に用いられるメガネ等  
→ 治療の対象となる疾病名や、必要とする症状があることが明確に掲載された処方せんを確定申告書に添付すればOK
  - (7)成人用おむつ → 6ヶ月以上にわたり寝たきり状態であると認められる者に発行される「おむつ使用証明書」があればOK
  - (8)糖尿病の患者の使用のために購入したインシュリンの注射  
→ 医師の指示により購入していればOK
  - (9)高血圧治療のために購入した血圧測定器  
→ 医師の指示により購入していればOK
- 2 医療費控除の対象とならないもの → 日常生活の用をたすための費用は×
  - (1)空気清浄器、マッサージ器
  - (2)入院のための購入した洗面具、寝具
  - (3)メガネ、コンタクトレンズ、補聴器
  - (4)栄養剤、健康食品
  - (5)アレルギー体質用食品